

修正後	現 行
<p>3 応募要件 参加意思確認書の提出者は、次のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。</p> <p>(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、関東・甲信越地域の競争参加有資格者であること。</p> <p>(4) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」における営業品目に「情報処理」、「ソフトウェア開発」の登録があること。</p> <p>(5) 関東農政局長から、関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月2日付け26関総第575号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 本業務を直接担当する農林水産省CIO補佐官、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。</p>	<p>3 応募要件 参加意思確認書の提出者は、次のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。</p> <p>(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている、関東・甲信越地域の競争参加有資格者であること。</p> <p>(4) 関東農政局長から、関東農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月2日付け26関総第575号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 本業務を直接担当する農林水産省CIO補佐官、農林水産省全体管理組織（PMO）支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。</p>